

## 施策体系の見直しについて

### ■施策体系見直しの考え方

- ・「基本理念」は現計画を踏襲します。
- ・現計画の「基本的視点」を「基本目標」として位置づけを見直します。
- ・現計画の「基本目標」及び「主要課題」は、国の「障害者基本計画(第5次)」に基づいた「施策分野」及び「施策」に合わせた形に再編成します。
- ・基本理念と各施策のつながりが見える形にするため、次の施策体系に見直します。

### ●次期計画の施策体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策分野】	【施策】
自立と共生のまちをめざして 自分らしく、よりよく生きる	1 誰もが安全・安心に暮らせるまち	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 権利擁護の推進、虐待の防止 等
		2 安全・安心な生活環境の整備	1 住宅の確保 等
		3 防災、防犯等の推進	1 防災対策の推進 等
	2 自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち	4 保健・医療の推進	1 保健・医療の充実等 等
		5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	1 意思決定支援の推進 等
		6 教育の振興	1 インクルーシブ教育システムの推進 等
	3 一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち	7 雇用・就業、経済的自立の支援	1 総合的な就労支援 等
		8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	1 情報提供の充実等 等
		9 行政等における配慮の充実	1 選挙等における配慮 等
		10 文化芸術活動・スポーツ等の振興	1 文化芸術、余暇活動の充実 等

### 参考:現計画の施策体系

【基本理念】	【基本的視点】	【基本目標】	【主要課題】
自立と共生のまちをめざして 自分らしく、よりよく生きる	・誰もが安全・安心に暮らせるまち ・自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち ・一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち	1 地域共生社会の実現	1-1 差別の解消 ほか 2
		2 保健・医療サービスの充実	2-1 保健サービスの充実 ほか 1
		3 早期療育及び学習機会の充実	3-1 早期療養の充実 ほか 2
		4 雇用・就労の促進	4-1 雇用・就労環境の充実 ほか 1
		5 社会参加の拡充	5-1 文化活動・余暇活動の充実 ほか 2
		6 住みよい福祉のまちづくり	6-1 生活環境の整備 ほか 3
		7 福祉サービスの充実・向上	7-1 地域生活支援の充実 ほか 5